

旭川工業高等専門学校における施設等の点検・評価に関する取扱要項

制定 平成19. 7. 13校長裁定
改正 平成21. 3. 10 平成23. 11. 14
平成27. 3. 20

旭川工業高等専門学校における施設等の点検・評価に関する取扱要項

旭川工業高等専門学校における施設等の点検・評価に関する取扱要項（平成14年9月10日達第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要項は、施設、設備等（以下「施設等」という。）の点検・評価（以下「点検・評価」という。）を実施する場合に必要な事項を定め、本校の教育研究活動、管理運営の円滑化及び活性化に資することを目的とする。

（調査方法）

第2条 旭川工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）は、別表に掲げる施設等の点検・評価に関する調査事項のうち、必要な項目について点検・評価を行うものとする。

（調査への協力）

第3条 教職員は、運営会議が点検・評価を行うときは、施設等の現地調査の立会い及び資料の提供等に協力しなければならない。

（利用の改善等）

第4条 運営会議は、点検・評価の結果、利用の改善、再配置、再配分等が必要であると判断した場合は、意見等を付して校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の報告があったときは、必要に応じて関係の学科長及び科長、センター長、技術創造部長及び課長に対して、改善等を指示するものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月13日から施行する。

附 則（平成21. 3. 10）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 11. 14）

この要項は、平成23年11月14日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設等の点検・評価に関する調査事項

1. 施設等に係る基本的整備要件に関する調査事項

- (1) 理念，目標に沿って整備計画のあり方
- (2) 施設，設備等の整備計画
- (3) 施設，設備等の配置状況
- (4) 構内敷地，施設，設備等の利用計画
- (5) 構内敷地，施設，設備等の有効利用
- (6) 構内敷地，施設，設備等の維持保全計画
- (7) 防災，防火，防犯上の整備状況
- (8) 構内敷地，施設，設備の安全性
- (9) 構内及び建物の動線計画
- (10) キャンパスのインフラストラクチャーの整備体制（エネルギーの供給，情報・通信等）
- (11) キャンパス・アメニティの形成・維持状況
- (12) 環境への配慮対策（省エネルギー・省資源，産業廃棄物等の処理，環境物品等の調達状況など）
- (13) バリアフリー化の状況及び身障者対応
- (14) 教育研究及び管理運営上の重点事項への対応
- (15) 施設・設備等整備の効果，整備方針の検証
- (16) 関連規定の整備状況
- (17) その他

2. 施設等の整備状況に係る具体的調査事項

- (1) 構内敷地の利用状況
- (2) 建物の配置(ゾーニング)状況
- (3) 施設，設備等の老朽状況
- (4) 施設，設備等の使用用途
- (5) 施設，設備等の利用状況（利用率，占有率，稼働率，利用頻度など）
- (6) 施設，設備等の有効活用状況
- (7) 施設，設備等の維持管理状況
- (8) 施設，設備等の共用化，共同利用状況
- (9) 施設の狭隘状況
- (10) 施設の機能性，快適性
- (11) 教育研究環境の整備状況
- (12) インフラストラクチャーの状況
- (13) 国際交流，地域交流関係施設の状況
- (14) キャンパス・アメニティの整備状況
- (15) バリアフリー化及び身障者への対応状況
- (16) 屋外の環境整備状況
- (17) 交通動線の状況
- (18) 環境への配慮状況
- (19) 構内敷地，施設，設備等の整備計画，利用計画，維持保全計画等の達成状況
- (20) その他

3. その他必要と認める事項